

外国為替保証金取引約款

第1条(本約款の趣旨)

本約款は、お客様が松井証券株式会社(以下、「当社」といいます。)との間で行う外国為替保証金取引(以下、「本取引」といいます。)に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。お客様は、本取引を行うにあたり、本約款に掲げる条項を承諾し、自らの判断と責任において本取引を行うものとします。

第2条(法令等の遵守)

お客様は、「金融商品取引法」および「外国為替および外国貿易法」その他の関連法令諸規則および外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき当社が取決める規程等に従うものとします。

第3条(リスクと自己責任の確認)

お客様は、本取引の特徴、仕組み、および次に掲げる事項および本約款の内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において本取引を行うものとします。

- (1) 対象通貨に係る外国為替相場の変動リスクおよび対象通貨と日本円に係る金利変動リスクがあること。
- (2) 本取引においては、政治・経済情勢の変化、各国の政府による規制のリスクがあること。
- (3) 通信機器の故障等、不測の事態による取引の制限が生じるリスクがあること。
- (4) 少額の保証金で大きなレバレッジ効果を得られる反面、多大な損失を生じる危険性があること。
- (5) ロスカットルールによりリスクが限定されている場合でも市場環境によっては、ロスカット注文が執行されても多大な損失を生じる危険性があること。
- (6) 当社の相手先銀行の破綻等による取引制限が生じるリスクがあること。

第4条(外国為替保証金取引口座による処理)

お客様が当社との間で行う本取引に関しては、取引保証金、通貨の売買に伴う当該通貨の買付代金および売付代金、売買の決済による損益金、金利その他授受する金銭のすべてをこの外国為替保証金取引口座(以下、「本口座」といいます。)により処理するものとします。

2. 前項に関わらず、受渡決済に伴う金銭の授受は本口座以外で処理することができるものとします。

第5条(取引レート)

お客様は、次に掲げる事項を十分理解し、また承認したうえで本取引を行うものとします。

- (1) 本取引に関して当社が提示する売値および買値は、インターバンク市場の価格を基準として提示される価格であること。
- (2) 外国為替相場の状況または変動により、当初期待した値段と同一にならない場合があること。
- (3) 逆指値注文は、取引レートが指定値段になった時点で、成行注文として執行されるため、市況により実際の約定値がお客様の指定した値段とは同一にならない場合があること。

第6条(売買注文の際の指示)

お客様が当社との間で行う本取引の取引形態、取引時間、取引通貨の種類、その他の注文内容、およびその執行方法等は、当社の応じられる範囲で、お客様があらかじめ指示することにより行うものとします。

第7条(ロスカットルール)

お客様は、次に掲げるロスカットルールの内容を十分理解し、また承認したうえでお客様の判断と責任において本取引を行うものとし、また当社の定めるロスカットルールに該当した場合、その執行がなされるものとします。

- (1) ロスカットルールに該当した建玉については、お客様に通知をすることなく当社が当該建玉を反対売買することができること。
- (2) ロスカットルールにおいて設定した価格からかい離した価格で約定することもありうること。
- (3) 前2号の結果、生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。
- (4) ロスカットルールを執行するための設定値幅の範囲は当社が定めること。
- (5) ロスカットルール執行による反対売買の結果残債務がある場合、当社に対して直ちに残債務の弁済を行う必要があること。

第8条(取引保証金の代用有価証券の範囲)

取引保証金の差入れを有価証券をもって代用する場合には、当社は当社が応じられる範囲において有価証券を受け入れるものとします。

第9条(取引保証金の取扱)

本取引に係る取引保証金の預託は、次の各号に定めるところによります。

- (1) お客様が当社に新規の売買取引を申し込む場合は、あらかじめ当社の定める金額を当社の定める方法により、当社の定める日時までに預託すること。
- (2) お客様が預託した本取引に係る取引保証金について、当社の規程等により追加保証金を必要とする場合は、その必要額を当社が定める日時までに当社の定める方法により預託すること。

(3) お客様が預託した本取引に係る取引保証金の返還を受ける場合は、本約款および当社の定めるところによること。

(4) お客様は、経済情勢の変化等により外国為替取引相場に著しい変動が生ずるおそれがある場合等において、取引保証金率の変更等の臨時増保証金を当社が必要と判断した場合は、当社の定める日時までに当該必要金額を当社に預託すること。

(5) 前各号に定める事項の他、本取引に係る取引保証金の取扱いは、当社の定める事項に従うことに異議のないこと。

第 10 条 (決済の処理)

お客様は、当社との間で行う本取引において買建玉および売建玉はこれを転売または買い戻しにより差金決済、あるいは当社所定の方法により受渡決済できるものとします。

第 11 条 (弁済条件の変更)

お客様は、当社が天災地変、経済情勢の激変その他やむを得ない事由に基づいて、本取引に係る弁済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第 12 条 (期限の利益の喪失)

お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくてもお客様は、当社に対する本取引に係る債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

(1) 支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。

(4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。

(5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由に該当したとき。

(6) 住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき。

(7) お客様が死亡した、または意思能力を失ってその回復の見込みがないと当社が認めたとき。

2. お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、お客様は、当社の請求によって当社に対する本取引に係る債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

(1) お客様の当社に対する本取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて

一部でも履行を遅滞したとき。

(2) お客様の当社に対する債務(本取引に係る債務を除く。)について差し入れている担保の目的物について差押または競売の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。

(3) お客様が当社との本約款に基づく取引またはその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき。

(4) 前3号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第13条(期限の利益を喪失した場合の処理)

お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、お客様が当社に設定した本口座を通じて処理されるすべての本取引につき、これを決済するために必要な売付契約または買付契約を、お客様の計算において当社が任意に締結するものとします。

2. お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、本約款および当社の定めるところにより当該遅滞に係る本取引を決済するために必要な売付契約または買付契約を、お客様の計算において当社が任意に締結するものとします。

3. お客様が前条第2項各号のいずれかに該当したときは、当社の請求により、当社の指定する日時までに、お客様が当社に設定した本口座を通じて処理されるすべての本取引を決済するために必要な売付けまたは買付けの申込を当社に行うものとします(前項の規程により当社が売付契約または買付契約を締結する場合を除く。)

4. 前項の日時までに、お客様が売付けまたは買付けの申込を行わないときは、当社が任意に、お客様の計算においてそれを決済するために必要な売付契約または買付契約を締結するものとします。

5. 前各項の売付けまたは買付けを行った結果、損失が生じた場合には、当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第14条(預り資産等の処分)

お客様が本取引に関し、当社に負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、当社は、通知、催告等を行わず、かつ法律上の手続によらないで、取引保証金として差し入れた現金および当社が占有しているお客様の有価証券およびその他の動産をお客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残高を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができ、またお客様は当該弁済を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うものとします。

第15条(差引計算)

期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行

しなければならない場合には、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当社は相殺できるものとしてします。

2. 前項の相殺できる場合には、当社は事前の通知および所定の手続を省略し、お客様に代わり諸預け金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとしてします。

3. 前 2 項によって差引計算をする場合は、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率、本取引に係る当社に対する債務の遅延損害金の率および当社に対するその他の債務の遅延損害金の率については当社の定める利率によるものとしてします。

第 16 条 (充当の順序)

債務の弁済または前条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができるものとしてします。

第 17 条 (遅延損害金の支払)

お客様は、本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当社の定める率による遅延損害金を支払うものとしてします。

第 18 条 (通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置)

お客様は、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社または当社が加入する投資者保護基金(以下、「基金」といいます。)から特段の通知がない限り、お客様が当社に設定した本口座を通じて処理されるすべての本取引に係るお客様の債務につき、当該期限の利益が失われ、かつ、決済のため売付けおよび買付けを行うことができなくなるものとしてします。

(1) 当社が金融商品取引法に定める通知金融商品取引業者に該当し、基金が当社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。

(2) 当社が金融商品取引法に定める認定金融商品取引業者に該当し、基金がその公告を行ったとき。

2. 前項の場合においては、お客様と当社との間におけるお客様の本取引に係るすべての債権(取引保証金返還請求権を除く。)および債務との差額に相当する金銭の授受により処理されるものとしてします。この場合において、お客様が当該差額に相当する金銭を支払うべきときは、当該差額は、お客様が当社に差し入れた取引保証金により担保されるものとしてします。

第 19 条 (認定等に伴う措置に係る請求)

お客様は、当社が通知金融商品取引業者または認定金融商品取引業者に該当した場合において、前条に定める取扱いにより、お客様が損害を被ったときがあっても、当社に対しその損害の賠償を請求しないものとします。

第 20 条 (債権譲渡等の禁止)

お客様が当社に対して有する本取引に係る債権は、これを他に譲渡または質入れ、その他処分をすることができないものとします。

第 21 条 (取引保証金の利息その他の対価)

お客様が本取引に関し、当社に取引保証金として差し入れる金銭またはその他の金銭には、利息その他の対価をつけないものとします。

第 22 条 (報告)

お客様は、第 12 条第 1 項各号および同条第 2 項各号いずれかの事由が生じた場合には、当社に対し直ちに書面をもってその旨を報告するものとします。

第 23 条 (届出事項の変更届)

お客様は、当社に届け出たお客様の氏名もしくは名称、印鑑もしくは署名鑑または住所もしくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面等をもってその旨の届出をするものとします。

第 24 条 (報告書等の作成および提出)

お客様は、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を、日本国の政府機関等宛に報告することに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類(電磁的記録を含む。次項において同じ。)の作成に協力するものとします。

2. 前項の規程に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとします。

第 25 条 (契約の解除)

次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が第 12 条に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、お客様との間の本契約は解除されます。ただし、解除時においてお客様の本口座に残高がある場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款に基づく契約は効力を有するものとします。

(1) お客様が当社に解約の申出をしたとき。

- (2) 当社がお客様に電磁的方法により提供する取引報告書等について、お客様が電磁的方法による提供を受けない旨の申出をしたとき。
 - (3) お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本契約の解除を通告したとき。
 - (4) 第 31 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。
 - (5) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。
2. 前項の場合において、本口座に残高があるときの処理については、当社は、お客様の指示に従うものとします。
 3. 前項の指示をした場合は、お客様は、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第 26 条 (免責事項)

天災地変、政変、外貨事情の急変等の不可抗力、またはその他やむを得ない事由により、本取引の執行、金銭の授受または預託等が遅延または不能となったことにより生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。

2. 前項の事由による取引保証金等の紛失、滅失、き損等の損害については、当社は一切その責めを負わないものとします。
3. 当社が、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。
4. 当社が本取引において会員パスワードの一致を確認して行った取引により生じたお客様の損害については、当社はその責めを負わないものとします(ただし、当社が会員パスワードの一致にもかかわらず、お客様の取引でないことについて故意があり、またはお客様の取引でないことを知るべきことに重過失がある場合を除く。)
5. 当社は以下の事由により、注文が発注されない、または誤発注されることによって生じるお客様の損害については、当社は一切その責めを負わないものとします。
 - (1) 当社の故意または重過失によらない通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害。
 - (2) 天災地変その他やむを得ない事由による通信回線およびシステム機器の瑕疵または障害。
 - (3) 本項にいう通信回線およびシステム機器は、お客様および当社のそれぞれを結ぶ通信回線の全てを含むものとする。
6. お客様は、本取引における取引の速度および回線の混雑等を理由とし、損害を被ったとしても当社に対してその損害を請求しないものとします(ただし、前記混雑等、取引速度を大幅に低下させる事由が、当社の故意または重過失によるものである場合を除く。)

第 27 条 (損害賠償額についての制限)

当社の責に帰する障害であっても、それによるお客様の得べかりし利益に関しては、当社は一切その責を負わないものとします(ただし、障害が当社の故意または重過失によるものである場合を除く。)

第 28 条 (通知の効力)

お客様が当社に届け出た住所または事務所に於て、当社よりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到着したものとします。

第 29 条 (適用法)

本約款は、日本国の法律に支配され、解釈されるものとします。

第 30 条 (合意管轄)

お客様と当社との間の本取引に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属の管轄裁判所とします。

第 31 条 (約款の変更)

本約款は、法令等の変更、監督官庁の指示その他当社の業務上の必要が生じたときは、改訂されることがあります。

2. 約款の改訂がお客様の従来の権利を制限する、もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときには、当社はすみやかにその内容を当社ホームページ上で通知するものとします。また、重要な改訂については書面をもってお客様に通知することもできるものとします。
3. 前項の通知は変更の内容が軽微であると判断される場合は、お客様の当社会員画面への連絡による方法に代えることができるものとします。
4. 本約款の変更に異議ある場合は 15 日以内に当社に申し出るものとします。
5. 上記 4 に関わらず、変更の通知後にお客様が本取引の建玉の反対売買等以外のお取引をされた場合は、本約款の変更に承諾したものとみなします。

第 32 条 (電磁的方法による書面の授受)

当社は、第 22 条および第 23 条に規程する書面(印鑑又は署名鑑の変更に係るものを除く。)の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき報告または届出を受けることができるものとします。この場合において、当社はお客様から当該書面によるべき報告または届出を受けたものとします。

以上

平成 19 年 9 月 30 日